

令和4年

# 三好市教育委員会5月定例会

日時 令和4年5月24日(火)午後2時  
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと  
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

# 令和4年三好市教育委員会5月定例会次第

## 1 開会

## 2 報告

## 3 承認

令和4年三好市教育委員会4月臨時会会議録の承認について

令和4年三好市教育委員会4月定例会会議録の承認について

## 4 議案

第18号 三好市立学校給食センター及び調理場設置条例の一部を改正  
する条例について

第19号 令和4年度6月補正予算案について

第20号 三好市図書室運営規則の一部を改正する規則について

第21号 三好市指定文化財への指定について

## 5 その他

# 行 事 一 覧 表

令和4年4月27日 ～ 令和4年5月23日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
5月臨時議会	5/10	本庁	※
学校訪問	5/11・12・17	各学校	※
庁議	5/13	本庁	
アイランドリーグ(vs高知ファイティングドッグス)	5/15	池田球場	

## 行事予定

学校長ヒアリング	5/25(水)・26(木)	9:00	教育委員会室
チャレンジデー	5/25(水)		
戦没者追悼式	〃	10:00	総合体育館
三好市青少年補導員総会	5/26(木)	14:00	〃
議会(開会)	6/1(水)	10:00	本庁
議会(一般質問)	6/8(水)～10(金)	10:00	〃
議会(文教厚生委員会)	6/14(火)	10:00	〃
池田法人会法人化10周年記念式	6/17(金)	15:00	総合体育館
第1回管区別教育長会	6/21(火)	10:00	美馬市役所
議会(閉会)	6/22(水)	10:00	本庁
定例教育委員会	6/23(木)	14:00	教育委員会室

議案第18号

三好市立学校給食センター及び調理場設置条例の一部を改正する条例について

令和4年三好市議会6月定例会議に提出される三好市立学校給食センター及び調理場設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和4年5月24日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

三好市立学校給食センター及び調理場設置条例の一部を改正する条例案  
(省 略)

議案第19号

令和4年度6月補正予算案について

令和4年三好市議会6月定例会議に提出される令和4年度教育委員会関係部局の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和4年5月24日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

1 補正予算内容

(省 略)

議案第20号

三好市図書館運営規則の一部を改正する規則について

三好市図書館運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月24日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市図書館運営規則の一部を改正する規則

三好市図書館運営規則(平成18年三好市教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>○三好市図書館運営規則 (総則) 第1条 この規則は、三好市図書館条例(平成18年三好市条例第100号)に基づき、三野図書館・山城図書館・西祖谷図書館・東祖谷図書館の管理・運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。 (閲覧日時)</p>	<p>○三好市図書館運営規則 (趣旨) 第1条 この規則は、三好市図書館条例(平成18年三好市条例第100号)に基づき、三野図書館・山城図書館・西祖谷図書館・東祖谷図書館の管理・運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。 (閉館日時)</p>

第2条 図書の閲覧は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、三好市公民館(以下「公民館」という。)の館長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、変更することができる。

(休室日)

第3条 図書が閲覧できない日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 年末年始 12月29日から1月3日まで
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 前3号に掲げる日のほか、館長が必要と認めた場合(弁償)

第4条 図書を紛失し、又は汚損したものは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。(閲覧の条件)

第5条 図書室において図書を利用しようとする者は、所定の室以外で利用してはならない。

(貸出しの許可)

第6条 図書の貸出しを受けようとするものは、三好市図書利用カード(以下「利用カード」という。)の交付を請求し、所定の手続を経

第2条 図書室の開館日及び開館時間は、次のとおりとする。

施設名	開館日及び開館時間
三野図書室	火曜日～金曜日 午前10時～午後7時まで・土曜日及び日曜日、 祝日 午前10時から午後5時まで
山城図書室	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
西祖谷図書室	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
東祖谷図書室	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

2三好市公民館(以下「公民館」という。)の館長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、変更することができる。

(休室日)

第3条 図書が閲覧できない日は、次のとおりとする。

施設名	閉館日
三野図書室	月曜日、年末年始12月29日から1月3日まで、特別整理期間(年1 5日以内)
山城図書室	土曜日及び日曜日 年末年始12月29日から1月3日まで 国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
西祖谷図書室	土曜日及び日曜日 年末年始12月29日から1月3日まで 国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
東祖谷図書室	土曜日及び日曜日 年末年始12月29日から1月3日まで 国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(弁償)

第4条 図書を紛失し、又は汚損したものは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(閲覧の条件)

なければならぬ。

- 2 図書利用者は、利用カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならぬ。また、利用カードを他人に譲渡してはならぬ。  
(貸出しの不許可)

第7条 館長が不適当と認めた図書は、貸出しを認めない。

(館外貸出し)

第8条 図書の図書室外貸出しは、1度に15冊以内とし、貸出期間は2週間以内とする。ただし、館長の許可を得たものは、この限りでない。

第5条 図書室において図書を利用しようとする者は、所定の室以外で利用してはならぬ。

(貸出しの許可)

第6条 図書の貸出しを受けようとするものは、三好市図書利用カード(以下「利用カード」という。)の交付を請求し、所定の手続を経なければならぬ。

- 2 図書利用者は、利用カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならぬ。また、利用カードを他人に譲渡してはならぬ。  
(貸出しの不許可)

第7条 館長が不適当と認めた図書は、貸出しを認めない。

(館外貸出し)

第8条 図書の図書室外貸出しは、1度に15冊以内とし、貸出期間は2週間以内とする。ただし、館長の許可を得たものは、この限りでない。

## 附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。



議案第21号

三好市指定文化財への指定について

三好市文化財保護条例(平成18年条例第107号)第13条第1項の規定に基づき、三好市指定文化財への指定について、次のとおり議決を求める。

令和4年5月24日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

指定物件	分類	記念物(天然記念物)〈植物〉
	名称	薬師岡のケヤキ
	所在地	三好市井川町神田 3214 番 3
	指定内容	別紙のとおり

## 文化財調査票

種 別	記念物（天然記念物）〈植物〉		
名 称	薬師岡のケヤキ		
員数・面積	1樹 生育地 <u>井川町神田3214番3他9筆（道路用地を除けば6筆）</u>		
所在地	井川町神田3214番3		
所有者氏名		住所	
管理者氏名	お薬師さんのケヤキ保勝会	住所又は所在地	
保存管理の状況	<p>（法量・形状・伝説由来・年代・作者・現状・その他） ※詳細は「薬師岡のケヤキ調査報告書」参照</p> <p>当該ケヤキは、実測樹高20m、主幹周7.8m、主幹周測定位置より下方に実測周1.96mのほか、地上高2.5m付近から6分枝（目視径からの推算で各2.6m、2.1m、2.7m、2.2m、1.6m及び計測不能1）の計7分枝が確認される。枝張りは、東西35.5m、南北25.2m（東17.7m、西17.8m、南22.7m、北2.5m）で、北への伸びが極端に少ないものの、樹勢は概ね良好である。</p> <p>古くから、薬師岡の『おやくっさん』として祀られ、当該ケヤキの北側に対面して石積み（高約2m幅約4m）に囲まれた木造の祠があり、地元では、本尊仏の脇侍のように、野住妙見神社に対し、子安観音が右の袂守り、当薬師岡のケヤキが左の袂守りとして大切に保存されている。</p>		
参考文献	昭和48年『標準原色図鑑全集』第8巻、平成19年『徳島の文化財』、平成18年『井川町史』、平成3年『井川町の文化財』、令和元年『新田神社の社叢（通称：新田の森）に係る調査報告書』、令和3年『樹木調査（診断）調書』		
参考事項	◆県指定「峯長瀬の大ケヤキ」（神山市、主幹周10.17m・樹高約30m）		
指定の理由	<p>【指定基準】2「植物（1）名木、巨樹、老樹、栽培植物の原木並木」</p> <p>【指定理由】市域において、現在までに調査されたものの中では最大のものであり、地域の信仰対象として大切に守られており、双方において他に見られない点で貴重である。</p>		
調査者氏名	検討委員会（下川清、大岩義雄、梅本定久、細田義秋） 第三部会（佐藤久夫、藤丸正春、山下武久、堀尾芳清）	事務担当者氏名	中岡久雄

参考となるべき事項（備考）

（由来の詳細、歴史的な経緯等）

【ケヤキ】ニレ科ケヤキ属、日本には1種、本州、四国、九州に産する落葉高木で朝鮮・中国にもある。材は良好で社寺などの建築材として用いられるほか、臼・杵・盆・木地等多種多様に利用される。

【既調査物件との比較】

- 池田城跡の樹木群（平成29年5月11日再調査、ケヤキは1樹、主幹周1.48m／双幹1.15m。）
- 毘沙門の森（平成29年5月18日再調査、ケヤキは7樹、最大は主幹周3.7m）
- 新田神社の社叢（令和元年5月30日一木調査、ケヤキは22樹、最大は5.3m）
- ※ 参考：今宮神社のケヤキ「胸高樹周520cm」（井川町史）

【薬師、子安観音、野住妙見神社について】

- 薬師・子安観音・野住妙見神社ともに『阿波志』にはなし
- 明治3年（1870）『三好郡神社取調指上帳』

同村野住名鎮座 ●野住神社

祭神 天御中主命 国常立命 猿田彦命

社地 東西三十間 南北 二十二間 ※ 54m 39.6m

勧請 寛永七年十一月二日 旧称(マ)

本社 桁行 三尺 梁行 二尺五寸 ※ 90cm 75cm

拝殿 同 三尺 同 一尺五寸 ※ 90cm 45cm

右者氏子普請

一祭日 九月廿五日

保存管理に関する記録

- 【令和3年 3月26日】 藤丸正春氏が、佐藤久夫氏に現状確認依頼
- 【令和3年 4月19日】 佐藤・藤丸両氏、地元有志（中瀧清文、土地管理者上程博文）同行で現地確認
- 【令和3年 5月 5日】 「お薬師さんのケヤキ保勝会」が正式に発足
- 【令和3年 9月24日】 佐藤氏による樹木調査、樹木調査（診断）調書作成
- 【令和3年10月 7日】 事務局により地籍調査実施の有無について土地管理者から聞き取り実施
- 【令和3年10月20日】 事務局により、地籍調査図に基づく測点（筆界点番）の現地確認
- 【令和3年11月 8日】 土地管理者上程博文承諾同意書添付でお薬師さんケヤキ保勝会代表中瀧清文から提出された指定申請書を教育委員会が受理
- 【令和3年11月26日】 教育委員会により、三好市天然記念物（植物）指定に係る諮問（三好市教社第375号）があり、同日附（三好市文審第2号）により委員宛てに会長通知。
- 【令和3年11月30日】 三好市天然記念物（植物）の諮問案件に係る現地調査等の実施について（三好市文審第2号）により委員調査実施決定。
- 【令和3年12月 7日】 検討委員会委員（下川清会長、大岩義雄、梅本定久、細田義秋、事務局・中岡久雄）、第三部会委員（佐藤久夫部会長、藤丸正春、山下武久、堀尾芳清）、により、現地調査実施、調査補助員として保勝会会員（中瀧清文会長、上程博文・中瀧正春副会長、鈴木保仁会計）が参加
- 【令和4年1月26日】 検討委員会・第三部会合同会議、調査報告書及び調査票作成
  - ※合同会議付帯意見 ① 当該ケヤキの生育を妨げる直近のスギ2樹の早期伐採
  - ② 枝張りの及ぶ土地所有者に対する生育地指定の同意確認

# 薬師岡のケヤキ

所在地 三好市井川町神田3214番3  
 所有者  
 管理者 お薬師さんのケヤキ保勝会

本樹は、井川町の北岸を東西に流れる吉野川から南方に分岐する井内谷川を遡った井川町井内西(井川町神田、同岩巢、同北ノ谷)の井川町神田3214番3の南端、市道野住西ノ浦線、市道八藤線の交叉する尾根筋の標高613m、南向きの崖状斜面にある。

ケヤキは、ニレ科ケヤキ属、日本には1種、本州、四国、九州に産する落葉高木で朝鮮・中国にもある。材は良好で社寺などの建築材として用いられるほか、臼・杵・盆・木地等多種多様に利用される。県内では、神山町の峯長瀬のオオケヤキ(県指定)がある。

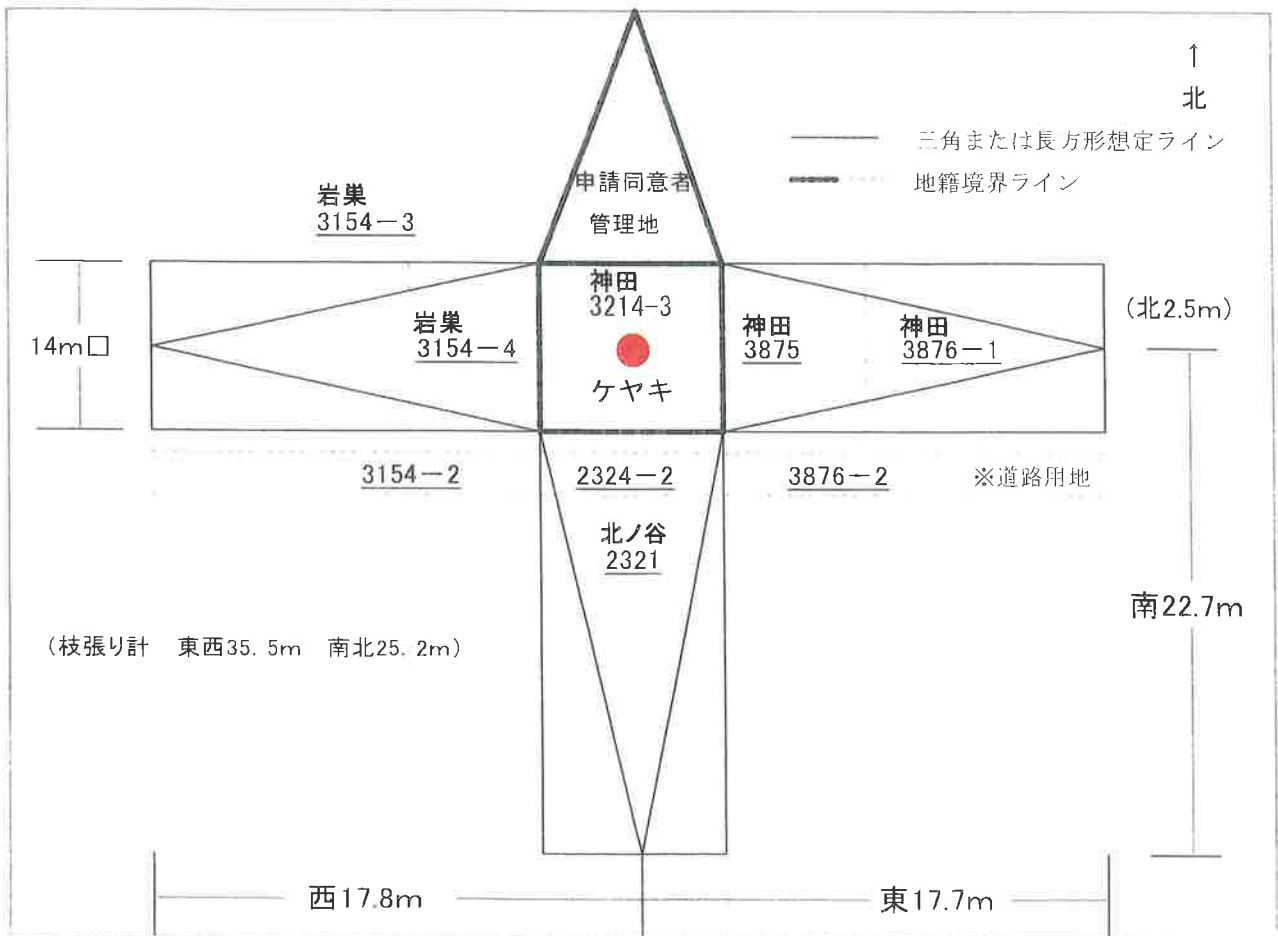
本樹の樹幹は、主幹周7.80mで、地上高約2m~2.5m付近から大きく7幹に分かれ、それぞれが上方で多くの枝を分かち、樹冠を形成している。枝張りは、東西35.5m、南北25.2mで、樹高は20.0mに達する。

地元の口伝によると、「薬師岡の『おやくっさん』として古くより巨樹が祀られていた。野住妙見神社が開拓前の原生林を残し、安産信仰が今なお残る子安観音が右の袂守り、本樹脇に祀られている当お薬師様が左の袂守りとして地区民から護持され、巨樹が保存されてきた。」とされており、地元では通称「お薬師さん(おやくっさん)のケヤキ」と呼ばれている。

本樹は、樹相は良好で、樹勢も旺盛である。また、以前より所有者を始め、地元民によって親しまれ、手入れが行われている。地元では、このたびの文化財指定に向けて、新たに「お薬師さんのケヤキ保勝会」を立ち上げ、今後より一層、本樹を中心に地元民が一体となった保護・管理を図っていくこととしている。

このように学術的に貴重な植物で、本市の自然を記念する名木でもあり、価値が高いといえる。

## 【参考：東西南の枝張り と 生育地指定範囲に係る概念図】





三好市文審第7号  
令和4年3月11日

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕 殿

三好市文化財保護審議会  
会長 下川



三好市文化財の指定について  
(令和3年11月26日付三好市教社第375号に対する答申)

このことについて、次のとおり意見を付して答申いたします。

○諮問物件

種 別 記念物（天然記念物）〈植物〉  
名 称 お薬師さんのケヤキ（通称）  
三好市井川町神田3214番3

付帯意見

- ① 申請書及び諮問文の名称は通称であることから、指定名称は地名を付した「薬師岡のケヤキ」とすることが妥当である。
- ② 調査報告書、
  - 4 指定根拠と指定範囲及び指定の在り方、  
指定範囲（生育地指定）と指定の在り方についての記載によれば、  
「主幹に近接するスギ2樹及び東西の枝を包む形で生育する隣接地のスギ植林が今後の当該ケヤキの生育を妨げる恐れがあり、これへの対応が必要である。」  
とされていることから、指定に当たっては、少なくとも生育地とすべき範囲における地権者の同意書を得た上で、近接するスギ2樹の伐採後に指定告示することが妥当である。